

懲戒処分の指針の一部改正について

令和6年11月13日
企画管理部教育総務課

1 改正理由

県教育委員会では、職員に対する懲戒処分について、懲戒処分の指針（平成18年2月1日施行）に基づき行っているところであるが、職員の飲酒運転根絶に向け、懲戒処分の指針の一部を改正する。

2 改正内容

事案	現行	改正後
事故（酒酔い運転・酒気帯び運転）	免職	免職
検挙（酒酔い運転）	免職	免職
検挙（酒気帯び運転）	免職又は停職	免職
同乗者等（飲酒運転と知り同乗など）	免職又は停職	免職

※情状酌量すべき事由が認められるものは処分量の軽減を行う。

→指針上の処分量は、動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い等に基づき、標準例に掲げる量定以外（加重又は軽減）とすることができる。

（「懲戒処分の指針」第1 基本事項）

3 適用

令和6年11月14日以降に発生した事案から適用する。

新旧対照表

○懲戒処分の指針

改正後	改正前
<p>第2 標準例</p> <p>4 交通事故・交通法規違反関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 飲酒運転での交通法規違反（発覚）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 酒気帯び運転をした職員は、免職とする。</p> <p>(3) 飲酒運転における同乗者等</p> <p>飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗していた職員、又は運転することを知りながら飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、免職とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>附 則</p> <p>改正後の指針は、平成27年1月31日以降に発生した事案から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>改正後の指針は、令和2年4月1日以降に発生した事案から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>改正後の指針は、令和2年6月25日以降に発生した事案から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>改正後の指針は、令和6年4月1日以降に発生した事案から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>改正後の指針は、令和6年11月14日以降に発生した事案から適用する。</u></p>	<p>第2 標準例</p> <p>4 交通事故・交通法規違反関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 飲酒運転での交通法規違反（発覚）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。</p> <p>(3) 飲酒運転における同乗者等</p> <p>飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗していた職員、又は運転することを知りながら飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、免職又は停職とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>附 則</p> <p>改正後の指針は、平成27年1月31日以降に発生した事案から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>改正後の指針は、令和2年4月1日以降に発生した事案から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>改正後の指針は、令和2年6月25日以降に発生した事案から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>改正後の指針は、令和6年4月1日以降に発生した事案から適用する。</p>